



全野協 320-19 号
2016 年 12 月 22 日

公益財団法人	日本野球連盟	御中
公益財団法人	日本学生野球協会	御中
公益財団法人	全日本大学野球連盟	御中
公益財団法人	日本高等学校野球連盟	御中
公益財団法人	全日本軟式野球連盟	御中

一般財団法人 全日本野球協会
アマチュア野球規則委員会



野球用具に関するお知らせ

掲題につき下記の通り通知しますので、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 捕手（審判含む）用マスクのSG基準の義務化について

2016年2月23日付（全野協320-21号）文書でお知らせしましたとおり、安全性に問題があると考えられる捕手用マスクが流通している実態、また捕手（審判）用マスクのSG基準ができSGマーク合格品のマスクが2017年1月から販売されることを受け、選手及び審判員の安全を確保することを目的に、捕手（審判含む）用のマスクについて、SGマーク合格品であることを2020年のシーズンインより義務付けることと致しました。2017年から2019年シーズンまでの3年間は義務化までの猶予期間となります。

2. ヘルメットに関する注意喚起

一般財団法人製品安全協会より、耐用期間（購入から3年が目安）が経過したヘルメットや、ボールが強く当たる等によって大きな衝撃を受けたヘルメットを使用することの危険性について注意喚起がありました。このようなヘルメットについては、十分な防御性を持たないことから、使用をしないよう各所属チームへのご指導をお願い致します。

以上

一般財団法人全日本野球協会 事務局 連絡先（担当：高橋） 電話：03-6262-5489 FAX：03-6262-5490
--